

制御場所の通風系統に設けるダンパに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

制御場所の通風系統に設けるダンパに関する事項

改正理由

鋼船規則 R 編 8.2.1 は、機関区域の外部にある制御場所には、2 の独立した給気装置を設けることを要求している。ただし、局所の閉鎖装置が同等に有効である制御場所は、適用を免除することができる旨も規定されている。

具体的には、鋼船規則検査要領 R 編 R8.2.1-2.において、「局所の閉鎖装置が同等に有効である」例として、制御場所の内部で容易に閉鎖できる防火ダンパを通風系統に設置する場合を規定している。一方、当該要件は SOLAS 条約 II-2 章に対する解釈をまとめた MSC.1/Circ.1120 の関連規定を取り入れたものであるが、当該解釈に含まれる防火ダンパに代えて防煙ダンパの設置が認められることが明確となっていなかった。

このため、鋼船規則検査要領 R 編 R8.2.1-2.について、MSC.1/Circ.1120 と整合を取るべく関連規定を改めた。

改正内容

鋼船規則検査要領 R 編 R8.2.1-2.に基づき設置できる閉鎖装置に「防煙ダンパ」を追加した。

改正条項

鋼船規則検査要領 R 編 R8.2.1